

9 用語解説

(総合)

アメニティ(Amenity)

通常「快適さ」、あるいは「感じのよさ」と訳され、私たちの生活環境を構成する自然や施設、歴史的・文化的伝統などが互いに他を活かし合うようにバランスがとれ、その中で生活する私たち人間との間に真の調和が保たれている場合に生ずる好ましい感覚をいいます。

ISO14001

ISO(International Organization for Standardization)は、スイスのジュネーブに本部を置く国際標準化機構のことを言い、1947年(昭和22年)に設立されました。電気分野を除く標準化のための非政府組織で、世界138カ国が加盟しています。

ISO14000シリーズは、ISOが作成を進めている「環境に配慮した企業活動の進め方の基準」に関する一連の規格です。このうち、ISO14001は、組織が環境マネジメントシステムを構築していることを表明する場合に用いられる規格で、審査登録機関の審査により規格に適合していると判断された場合に認証取得できます。

上乘せ基準

大気汚染防止法又は水質汚濁防止法で定める排出基準(排水基準)にかえて適用される排出基準(排水基準)のことで、都道府県が条例で定めることとされており、同基準は、法の定める基準によっては当該都道府県の自然的社会的条件から判断して、人の健康を保護し、または生活環境を保全する上で十分でないと思われる場合に、法の基準で定める許容限度よりも厳しい許容限度を定めるものです。

外来生物

もともとその地域にいなかったのに人間の活動によって外国から入ってきた生物のことを指します。

外来生物法(特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律)では、生態系などに被害を及ぼすものを「特定外来生物」として指定し、飼育・栽培・保管・運搬・販売・譲渡・輸入などが原則として禁止されています。

環境アセスメント(環境影響評価)

開発事業に伴う公害や自然破壊を未然に防止するため、あらかじめ事業者が、事業の実施が環境に及ぼす影響について調査、予測及び評価を行うとともに、その結果に対する地域住民等の意見を聴いて、地域の環境保全に十分な配慮を行うことを環境アセスメントあるいは、環境影響評価といいます。

環境基準

環境基本法で、「政府は、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ人の健康を保護し、及び生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準を定める」としており、この基準が環境基準と呼ばれています。

ダイオキシン類対策特別措置法において、「政府は、大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境上の条件について、それぞれ人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準を定める」としています。

環境教育・環境学習

環境汚染や自然保護を始め、食料・石油・鉱物などの資源、電気・熱などのエネルギーのほか、ごみ・廃棄物(処理)、リサイクル、人口、動植物、空気、水、土、光、音、公害、美化、開発、健康、歴史、文化など多岐にわたり持続可能な社会実現のための認識を深め、体験を通じて、自ら考え、調べ、学び、行動することまでの幅広い知識、経験を教育・学習することをいいます。

「環境教育」という用語は、1948年の国際自然保護連合(IUCN)の設立総会で最初に用いられたと言われている。また、環境ケアに向けての行動は、上から押し付けられるものではなく、学習者自らのアクション・リサーチにより達成されるとの考えから、「環境教育」ではなく「環境学習」という用語も近年多用されています。

環境ホルモン

環境省は「動物の生体内に取り込まれた場合に、本来その生体内で営まれている正常なホルモン作用に影響を与える外因性の物質」を「外因性内分泌攪乱化学物質」(いわゆる「環境ホルモン」)と定義しています。

環境ホルモンによる環境汚染は、科学的には未解明な点が多く残されているものの、それが生物生存の基本的条件に関わるものであり、世代を越えて深刻な影響をもたらす恐れがあることから、環境保全上の重要課題となっています。

現在、ダイオキシン類、ポリ塩化ビフェニル、ビスフェノールA、フタル酸エステル、トリブチルスズなど約70種類が内分泌攪乱作用を有するものとして疑われています。

グリーン購入

製品やサービスを購入する際、まず、その必要性を十分に考慮したうえで、価格や品質、利便性、デザインだけでなく、環境のことを考え、環境負荷ができるだけ少ないものを優先して購入することをいいます。

公害

環境基本法で公害とは、「環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にあたる、大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く)、悪臭によって人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう」と定義されています。

この7公害は通常「典型7公害」と呼ばれ、公害行政として取り組むべき公害の範囲とされています。

こどもエコクラブ

子どもたちが地域において主体的に環境学習及び環境保全活動に取り組み、将来にわたる環境の保全への高い意識を醸成することを支援するため、環境省が平成7年6月から募集し、発足したクラブです。各クラブは、小中学生数人から20人程度で構成され、大人(保護者等)が、サポーターとして助言、連絡に当たっています。

総量規制

一定の地域内で排出される汚染物質の総量を、当該地域の環境の自浄能力又は環境基準に照らして算出される環境容量内に抑えようとする規制方式をいいます。

従来の濃度規制は、汚染物質の排出量に関係なく、その濃度だけを規制していたため、排水(ガス)の希釈や工場等の新增設によって汚染物質の排出量が増加し、環境基準の達成、維持が困難となっているものがあります。

このため、環境基準の達成、維持を目的として、汚染物質の排出量を地域の総量で規制する総量規制方式の導入が必要となり、現在、大気汚染防止法では硫黄酸化物について、水質汚濁防止法ではCOD(化学的酸素要求量)、窒素含有量及びりん含有量について、それぞれ特定の地域において総量規制を実施しています。

ダイオキシン類

ダイオキシン類特別措置法において、有機塩素化合物のポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン(PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)、コプラナーポリ塩化ビフェニル(Co-PCB)をダイオキシン類と定義しており、物の燃焼等の過程で非意図的に生成します。

塩素原子の位置により、PCDDには75種類、PCDFには135種類、Co-PCBには10数種類の異性体が存在し、その有害性はこれらの異性体の中で最強の毒性を有する2,3,7,8-四塩化ジベンゾパラジオキシン(2,3,7,8-TCDD)の毒性を1としたときの他の異性体の相対的な毒性を毒性等価係数(TEF)で示し、これを用いてダイオキシン類としての有害性を2,3,7,8-TCDDの当量(TEQ)で表現することが通例です。

ダイオキシン類の毒性は、一般毒性、発がん性、生殖毒性、免疫毒性など多岐にわたっています。

地球環境問題

被害、影響が一国内にとどまらず、国境を越え、ひいては地球規模にまで広がる環境問題及び先進国を含めた国際的な取組が必要とされる開発途上国における環境問題をいい、具体的には地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨、熱帯雨林の減少、野生生物の種の減少、砂漠化、海洋汚染、有害廃棄物の越境移動、開発途上国の環境問題などがあります。

地球温暖化

大気中に存在する二酸化炭素などの気体は、太陽からの日射をほぼ完全に透過させる一方、地表から放射される熱(赤外線)を吸収し、地表を暖める働きを持っています。この働きは、ちょうど温室のガラスに似ていることから「温室効果」と呼ばれています。また、温室効果を持つ気体は「温室効果ガス」と呼ばれ、二酸化炭素のほかにメタン、亜酸化窒素、対流圏オゾン、水蒸気、フロン等があります。

地球の平均気温は、人間や動植物の生存に適した約15°Cに保たれており、もし温室効果がなければ、地球の平均気温は約-18°Cになると推測されています。

地球の温暖化とは、人間活動の拡大により大気中に温室効果ガスの濃度が増加し、温室効果が強化され、地球の気温が気候の自然な変動に加えて上昇することをいいます。

このまま温室効果ガスの濃度が増え続けると、2100年には地球の平均気温が1.1~6.4°C上昇し、海面が18~59cm上昇すると予測されています。また、異常気象の増加、砂漠化の拡大、農業生産や生態系の影響など、生活環境や自然環境への広範で深刻な影響が懸念されています。

地球温暖化対策の推進に関する法律(地球温暖化対策推進法)

気候変動に関する国際連合枠組み条約第3回締約国会議(地球温暖化防止京都会議、COP3)で採択された「京都議定書」の約束を達成するために制定されました。京都議定書目標達成計画の策定や、地域協議会の設置等の国民の取組みを強化するための措置などの他、国・地方公共団体・事業者・国民の責務及び役割を明らかにしています。

また、温室効果ガスの多量排出者に温室効果ガスの排出量を算定して国に報告することを義務づけ、国が報告されたデータを集計・公表する「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」についても定めています。

ナノグラム(ng)・ピコグラム(pg)

ナノグラム:10億分の1g

ピコグラム:1兆分の1g(ナノグラムの1千分の1g)

ビオトープ(biotope)

生物を意味するBioと場所を意味するTopを合成したドイツ語で、直訳すれば「生物生育空間単位」。生物学では、「特定の生物群集が生存できるような、特定の条件を備えた均質なある地域」と定義されています。

ppm(parts per million)

100万分中のいくつであるかを示す分率で、ごく微量の物質の濃度や含有率を表すのに使われます。大気汚染では1m³の大気中1cm³の物質が含まれる状態を、また、土壌汚染では1kgの土壌または米の中に1mgの汚染物質が存在する状態を1ppmで表します。水質汚濁では、ppmとほぼ等しい単位として1mg/lを用い、1l中に1mgの物質が存在する状態を1mg/lで表します。また10億分のいくつであるかを示す分率をppbで表します。

PRTR制度

PRTR(Pollutant Release and Transfer Register:化学物質排出移動量届出)制度とは、人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質について、事業所から環境(大気、水、土壌等)への排出量及び廃棄物に含まれて事業所外へ移動する量を、事業者が自ら把握して国に届け出るとともに、国や県は届出データや推計に基づいて排出量や移動量を集計し、公表する仕組みです。

(大気関係)

アスベスト(石綿)

アスベスト(石綿)は、天然に産出される繊維状の鉱物であり、蛇紋岩系のもの、角閃石系のものなどがあります。

アスベスト(石綿)は、耐熱性、耐磨耗性などにすぐれた特性を有しており、かつ、安価であるため、建築物の内外装材、自動車の摩擦材など広い分野で使用されています。アスベスト粉じんの暴露による人体影響としては、中皮種、アスベスト肺、肺がんなど、主として肺から胸膜への影響があげられます。

現在、労働安全衛生法施行令の規定により代替が困難な一部の製品を除き、アスベスト(石綿)等の製造等は全面禁止されています。

硫黄酸化物(sulfur oxides Sox)

硫黄の酸化物全体のこと、主として二酸化硫黄SO₂(亜硫酸ガス)と三酸化硫黄SO₃(無水硫黄)です。重油等の硫黄分を含む燃料が燃焼することにより発生します。

二酸化硫黄は不燃性・無色・強い刺激臭を持つ気体で、植物に傷害を与えたり、鼻、のど、目などを刺激します。

一酸化炭素(carbon monoxide CO)

酸素が不足している状態で、燃料が燃焼したとき発生する無色、無臭の空気より少し軽い有害ガスのことで、体内に吸収されると、血液中のヘモグロビン(血色素のこと、体のすみずみまで酸素を運ぶ役目をする)と結合し、酸素の運搬力を弱め、ひどいときには、窒息にまで至ります。

98%値

年間における1日平均値のうち、低い方から98%に相当する値

K値規制

K値は、一つのばい煙発生施設から排出された硫黄酸化物が拡散され、地上に到達した時の最大着地濃度地点の濃度を定数化したもので、工場、事業場が多く立地し、硫黄酸化物の高濃度汚染が生じるおそれがある地域ほど厳しく(数値を小さく)設定する必要があり、このため区域ごとに異なるK値が決められています。

K値規制は、このK値に基づき硫黄酸化物の排出量を制限するもので、具体的には次の計算式により求められた許容量を超える硫黄酸化物の排出を制限するものです。

$$q = \frac{k \times He^2}{1000}$$

q : 硫黄酸化物の量 m³N/時
K : 地域ごとに決められた定数(K値) (岡崎市7.59)
He: 補正された排出口の高さ(m)
(煙突の高さに煙が上昇する有効な高さを加えたもの)

光化学オキシダント(photochemical oxidants)

大気中の窒素酸化物、炭化水素等が強い紫外線により、光化学反応を起こして生成されるオゾン、アルデヒド、PAN(パーオキシアセチルナイトレート)等の刺激性を有する物質の総称です。

光化学スモッグ(photochemical smog)

光化学オキシダントが発生し、白くモヤがかかった状態になることを光化学スモッグといいます。

4月から10月にかけて、気温が高く、風が弱くて、日差しの強い日に発生しやすくなり、目やのどに刺激を与えます。

酸性雨

通常、雨水には大気中の二酸化炭素が溶け込んでいるため、清浄な雨水でもPHは5.6程度となっています。このため、一般的にはPHが5.6より低い雨を酸性雨といいます。

酸性雨の原因は、硫黄酸化物や窒素酸化物等の大気汚染物質といわれています。これらの主な発生源は、工場や自動車等の人為的なものですが、火山の噴煙のように自然現象によるものもあります。

諸外国では、湖沼や森林といった生態系等への被害が発生しています。

ジクロロメタン

塩化メチレンとも呼ばれ、安定な化合物のため、洗浄及び脱脂溶剤、塗料剥離剤等として広く利用されています。無色の液体でエタノールのような臭いがあります。高濃度吸収の場合、目・のどを刺激するほか精巢毒性の可能性があります。また麻酔作用があり、頭痛・めまい・吐き気を起こします。

窒素酸化物(nitrogen oxides NOx)

窒素(N₂)と酸素(O₂)の化合物全体のことをいい、一酸化窒素(NO)、二酸化窒素(NO₂)がその主なものです。燃焼時の高温下で空気中の窒素と酸素が結合することによるほか、窒素分を含む有機物が燃焼するときにも発生します。

赤褐色の刺激性の気体で、高濃度のときは、目、鼻等を刺激するとともに健康に影響を及ぼすといわれています。

テトラクロロエチレン

パークレン、四塩化エチレンとも呼ばれ、不燃性で洗浄能力が優れているため、ドライクリーニングに大半が使用され、金属部品の洗浄や繊維の精練加工においても使用されています。

高濃度の場合、目・鼻・のどを刺激します。蒸気を吸引すると、麻酔作用があり、頭痛・めまい・意識喪失を起こします。また、ガンの原因になるといわれています。

トリクロロエチレン

トリクレン、三塩化エチレンとも呼ばれ、不燃性で脱脂能力が優れているため、金属部品の洗浄に大半が使用され、接着剤や塗料の溶剤としても使用されています。

蒸気を吸引すると、頭痛・めまい・吐き気及び貧血・肝臓障害を起こします。また、ガンの原因になるといわれています。

2%除外値

年間にわたる1日平均値である測定値につき、測定値に高いほうから2%の範囲内にあるものを除外した値。

m³N (m³Normal)

気体は、圧力と温度により体積が変化します。このため気体の量の比較を行う場合には、圧力と温度を同じ条件にしておかなければなりません。

m³Nは、圧力1気圧、温度0℃の状態(これを標準状態という。)における気体の体積をm³で表した単位で、これにより気体の量の比較が可能となります。

温度J℃、圧力P気圧の状態における気体の体積をV₁m³とすれば、標準状態における体積V₂m³Nは、右の式によって得られます。

$$V_2 = \frac{273 \times P \times V_1}{J + 273}$$

浮遊粒子状物質(suspended particulate matter SPM)

大気中に浮遊している「ばいじん」や「粉じん」のうち、粒径が10ミクロン(1mmの100分の1)以下のものをいいます。

ばい煙

大気汚染防止法でばい煙とは、「燃料その他の物の燃焼に伴い発生する硫黄酸化物、燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん、物の燃焼・合成・分解その他の処理に伴い発生する物質のうち人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある有害物質として、①カドミウム及びその化合物、②塩素及び塩化水素、③弗素、弗化水素及び弗化珪素、④鉛及びその化合物、⑤窒素酸化物」と定義されています。

粉じん

大気汚染防止法で粉じんとは、「物の破壊、選別その他の機械的処理又はたい積に伴い発生し、又は飛散する物質」のことをいい、法律では、特定粉じんと一般粉じんに分けています。

特定粉じんとは、「粉じんのうち、石綿(アスベスト)その他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質で政令で定めるもの」とされており、現在石綿が特定粉じんに指定されています。

一般粉じんとは、粉じんのうち特定粉じん以外のものをいいます。

ベンゼン

合成ゴム、合成皮革、合成洗剤、有機顔料等多様な製品の合成原料として使用されています。ガソリン中にも1%含まれています。

高濃度のベンゼンを多量に吸引すると、めまい、嘔吐、頭痛、ねむけ、よろめき、平衡感覚減少、昏睡など主に中枢神経に影響を受けます。また、ガンの原因にもなるといわれています。

粒子状物質(particulate matter PM)

固体又は液体の粒子からなる物質をいいます。主に燃焼によるばいじん、黄砂のような土壌の飛散、海塩などから生じます。

(水質・土壌関係)

SS(suspended solids 浮遊物質)

粒径2mm以下の水に溶けない懸濁性の物質のことをいいます。

これらは、魚類のえらに付着してへい死させたり、光の透過を妨害し、植物の光合成に障害を与える一方、河川の汚泥床を形成したりします。

四塩化炭素

フルオロカーボン類の原料、溶剤、機械洗浄剤、防虫剤などに使用されています。特有臭を持つ不燃性の無色透明の液体で、水に溶けにくく揮発性があります。吸入により、中枢神経衰弱を起こしたり、肝臓や腎臓に影響を及ぼします。

COD(chemical oxygen demand 化学的酸素要求量)

水中の汚れ度合を示す指標で、水中の有機物など汚染源となる物質を酸化剤で一定時間酸化させたときに消費する酸素量をいいます。

シスー 1, 2-ジクロロエチレン

溶剤、染料抽出剤、香水、ラッカー、熱可塑性樹脂の製造、有機合成原料などに使用されています。無色の液体で、芳香臭、刺激性があります。高濃度のジクロロエチレン類は、麻酔作用を有し、中枢神経の抑制作用もあります。

硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

窒素酸化物のうち、硝酸性塩及び亜硝酸性塩のことをいい、水中の窒素酸化物の一部が微生物により分解され、硝酸塩や亜硝酸塩を生成します。硝酸塩や亜硝酸塩は肥料、火薬製造、ガラス製造の原材料などに使用されています。乳幼児では高濃度の水の飲用によりメトヘモグロビン血症(血液中の酸欠による呼吸困難)を引き起こす可能性があり、又多量の飲用により胃、食道等の臓器に腫瘍が発生します。

大腸菌群数

人及び動物の腸内に寄生する細菌に属するグループの総称で、一種類のものではありません。大腸菌が多数存在する場合には、人畜のし尿などで汚染されている可能性があり、腸管に由来する病原性ウイルス群、細菌群、寄生虫群も存在する疑いもたれます。

DO(dissolved oxygen 溶存酸素量)

水の汚染状態を示す一つの項目で、水に溶けている酸素量のことをいいます。汚濁度の高い水中では、水中の溶存酸素を消費して、有機物を分解するので、溶存する酸素が少なくなり、魚介類の生存を脅かすようになります。

75%水質値

年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べ0.75×n番目(nは、日間平均値のデータ数)のデータ値をもって75%水質値とします。(0.75×nが整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとります。)

河川のBODや海域のCODについて、環境基準地点において、年間を通じて環境基準に適合していたか否かを判断する場合に75%水質値を使います。

鉛

方鉛鉱、白鉛鉱、硫酸鉛鉱等の鉛石の形で産出される重金属です。水道管、ガス管、酸工業用パイプ、蓄電池、電線ケーブル、合金、放射線遮蔽剤等の用途に幅広く使用されています。鉛及びその化合物は、水銀等と並んで最も毒性の強い物質の一つで、皮膚、消化器、呼吸器等を通して吸収され、体内に蓄積して慢性中毒を起こし、歯のまわりに特有の褐色の緑を生ずるほか、ひどくなると強い関節炎や頭痛を伴う血圧上昇、タンパク尿などの症状を示すといわれています。

pH(水素イオン指数)

液体中の水素イオン濃度〔H⁺〕を表す尺度であり、1ℓ中の水素のグラムイオン数の逆数の常用対数をとった数値で、次の式で表されます。

$$PH = -\text{Log}[H^+]$$

PH7を中性とし、7より小さいものは酸性、7より大きいものはアルカリ性です。

BOD(biochemical oxygen demand 生物化学的酸素要求量)

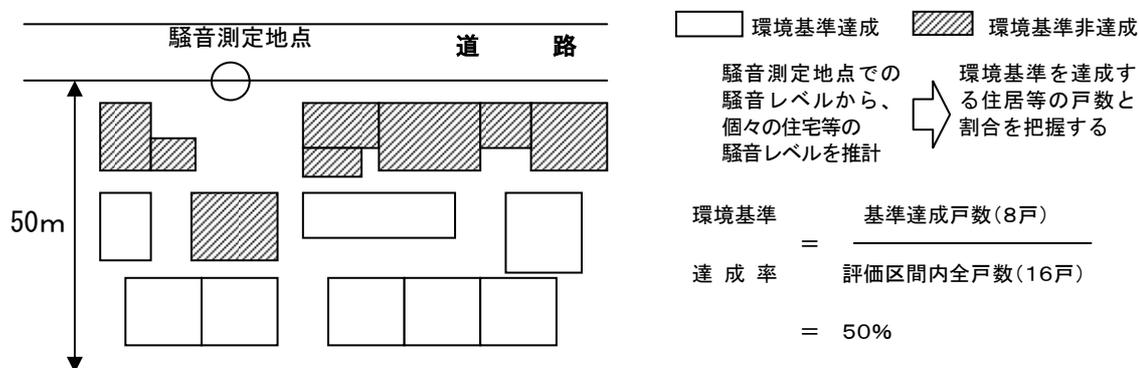
水中の汚れ度合を示す指標で、水中の有機物が一定時間、一定温度で、微生物によって酸化分解されるときに消費される酸素量のことです。

この数値が大きいほど、水質が汚濁していることを意味します。

(騒音・振動関係)

環境基準の面的評価

道路を一定区間ごとに区切って評価区間を設定し、評価区間内の代表する1地点で等価騒音レベル(LAeq)の測定を行い、その結果を用いて評価区間内の道路端から50m範囲内にあるすべての住居等について等価騒音レベルの推計を行うことにより環境基準を達成する戸数とその割合を把握する評価方法です。



近隣騒音

近隣騒音とは、人声、家庭のピアノ、クーラーからの音などの生活騒音などをいいます。

等価騒音レベル(LAeq, T)

変動する騒音のレベルのエネルギー的な平均値であり、音響エネルギーの総曝露量を時間平均した物理的な指標であるため、異なる音源からの騒音を合成したり、逆に特定の音源の寄与割合を求めたりといった演算の合理性に富みます。このことにより音響的な計算が簡便であり、予測計算方法も単純化されます。また、睡眠影響やアノイアンス(人に感じられる感覚的なうるささ)との対応にも優れているとされています。

デシベル(dB(A))騒音

人間の耳で感じる音の大きさは、同じ物理的な強さの音でも周波数の高低により、異なった大きさに聞こえる性質があります。そこで人間の耳に感じる大きさに近似させた量を測定できる騒音計が定められていて、この騒音計を用いて測定した数値(レベル)を騒音レベルといい、単位としてdB(A)が使われています。

騒音のめやす

20dB	木の葉のふれあう音、置き時計の秒針の音(前方1m)
30dB	郊外の深夜、ささやき声
40dB	市内の深夜、図書館の中、静かな住宅地の昼
50dB	静かな事務所の中
60dB	静かな乗用車、普通の会話
70dB	電話のベル、騒々しい事務所の中、騒々しい街頭
80dB	電車の車内
90dB	大声による独唱、騒々しい工場の中
100dB	電車が通るときのガード下
110dB	自動車のクラクション(前方2m)、リベット打ち
120dB	飛行機のエンジン近く

デシベル(dB)振動

振動の大きさは、その振幅や速度などで決まります。人体への感じ方は複雑なので、人体に合うように補正した振動計が定められており、この単位としてデシベル(dB)が使われています。

振動のめやす

55 dB 以下	人体には無感
55～65 dB	静止している人に感ずる程度
65～75 dB	大勢の人に感ずる程度であり、戸、障子がわずかに動く程度
75～85 dB	家屋が揺れ、戸・障子がガタガタと鳴動し、器内の水面の動きがわかる程度

要請限度

騒音規制法または振動規制法の指定地域において、自動車騒音または道路交通振動が一定の限度を超えていることにより道路の周辺的生活環境が著しく損なわれている場合には、市町村長は都道府県公安委員会に対し道路交通法の規定により措置をとるべきことを要請したり、道路管理者に対し道路交通振動防止のため道路の舗装、修繕等の措置をとるべきことを要請するものとしています。この限度のことを要請限度といいます。

(廃棄物関係)

一般廃棄物

廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、「廃棄物」とは「ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体、その他の汚物、または不用品であって固形状または液状のもの(放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。)をいう。」とされており、このうち一般廃棄物とは産業廃棄物以外の廃棄物をいいます。

なお一般に廃棄物とは、占有者が自ら利用し、または他人に有償で売却することができないために不要になった物を言い、これに該当するか否かは占有者の意思、その性状等を総合的に勘案して定めるべきであるとされています。

一般廃棄物処理計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、「市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない。また、一般廃棄物処理計画に従ってその区域内における一般廃棄物を生活環境保全上支障が生じないうちに収集、運搬及び処分しなければならない」とされており、一般廃棄物について市町村は自治事務として処理し、一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み、排出抑制のための方策、分別収集の種類、区分、一般廃棄物の処理施設の整備等を含めた処理計画を作成することとなっています。

産業廃棄物

廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、事業活動に伴って生じた廃棄物で、次に掲げるもの及び輸入された廃棄物をいいます。①燃え殻 ②汚泥 ③廃油 ④廃酸 ⑤廃アルカリ ⑥廃プラスチック類 ⑦紙くず、木くず、繊維くず、動物系固形不要物、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鉢さい、がれき類、家畜ふん尿、家畜の死体、ばいじん等(このうち、「紙くず」、「木くず」、「繊維くず」、「動植物性残さ」、「家畜ふん尿」、「家畜の死体」については、業種が限定されています。)

資源の有効な利用の促進に関する法律(資源有効利用促進法)

事業者によるリサイクル対策を強化するとともに、製品の省資源化、長寿命化等による廃棄物の発生抑制及び回収した製品からの部品等の再使用を推進し、資源循環型経済システムの構築を目指すことを目的として施行された法律

平成3年より施行された「再生資源の利用の促進に関する法律」を改正する形で、平成12年6月7日に公布。(平成13年4月1日施行)

工場で副産物の発生抑制のための設計・製造を行う製品、リユース・リサイクルに配慮した設計・製造を行う製品等が定められています。

循環型社会

循環型社会形成推進基本法の中で定義された「廃棄物の排出抑制、循環資源の循環的な利用及び適正な処分が確保されることにより天然資源の消費を抑制し、環境への付加ができる限り低減される」社会です。

特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)

特定家電製品(当面政令で指定されたテレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、エアコンの4種類)について小売業者、製造業者等による収集、運搬及び再商品化等に関し、適正かつ円滑に実施するための措置を講じ、適正処理、資源の有効利用の確保を図ることを目的とし、平成13年4月1日から完全施行された法律です。

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)

容器包装廃棄物の減量、リサイクルを目的として平成9年4月1日から施行。

- ・消費者は容器包装の合理的な選択により廃棄物の排出を抑制するとともに、容器包装廃棄物を分別して排出する。
- ・対象となる容器を製造、または利用する事業者、対象となる包装を利用する異業者は再商品化を行う義務を負う。
- ・市町村は分別収集計画を定め、区域内における容器包装廃棄物の分別収集に必要な措置を講じなければならない。

等を定めています。

平成9年4月1日よりガラス瓶、ペットボトル等7品目を対象としていたが、平成12年4月1日から対象が段ボール、ペットボトル以外のプラスチック製容器包装等が追加され、10品目に拡大されました。